

中国「新化学物質環境管理登記弁法（12号令）」改正予定内容

とその影響

中国「生態環境法典」が今年（2026年）8月15日に施行されることになっており、これに伴い下位法令である「新化学物質環境管理登記弁法（通称：12号令）」の改正案が6月11日に公開され、1ヶ月間の意見募集（パブコメ）期間が設定されました（7月12日まで）。改正予定内容とその影響を以下にまとめましたので、ご参照ください。

改正予定内容の主なポイント

1. 外国法人は申請者の資格を失う（OR制度の廃止）。輸入活動においては中国国内輸入業者が申請者となる。（第十条）
2. 申請の類型の見直し。（第十、十一、十二、十七、十八条）
備案 → 簡易登記
簡易登記 → 常規登記（1～10 t）
常規登記 → 常規登記（10 t以上）
3. 科学研究、検査、試験、測定、監視等の技術サービスに用いる化学物質は新法令の適用対象外となる。（第四十二条）
4. 医薬品、農薬、動物用医薬品、化粧品、食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、肥料等を適用対象外とする規定が削除され、これらは新法令の対象となることが懸念される。
5. 低懸念ポリマーおよび新規モノマー2%未満のポリマーに関して備案が廃止され、登記申請が必要。その際、関連の証明材料を提出。（第十一条）
6. 補正回答期間が20営業日へ変更（現行法令の6ヶ月より大幅に短縮）。（第十七、十八条）
7. 7号令・12号令で取得した登記証は引き続き有効だが、記載事項に変更があれば、新法令にて登記証を再取得する必要がある。（第四十四条）
8. 12号令での備案に関して、2026年12月31日までに新法令にて登記証を取得する必要がある。（第四十五条）

【事後管理】の要求が厳格化：以下9～12項

9. 情報伝達方式の明確化。登記証番号、用途等汚染リスクコントロール措置および環境管理要求を、販売、委託等の契約書にて明確に伝達。常規登記の場合、HP等にて実施状況等の公表も求められる。（第三十一、三十三条）
10. 登記後、活動状況記録制度の樹立、および毎年3月31日までに前年度の活動記録を当局管理システムへアップロード。（第三十二条）
11. 地方の環境部門からの監督および抜き打ち検査（拒否できない）。監督および抜き打ち検査の結果はシステムにアップロードされる。（第三十六条）

12. 年間活動量 10 t 以上の常規登記の化学物質は、5 年後にインベントリーに収載（例外あり）（第三十七条）

新法令は 2026 年 8 月 15 日に施行、現行の 12 号令は同時に廃止。

新法令の影響

既に 7 号令・12 号令で登記・備案が完了している物質に対する影響

取得済みの登記は引き続き有効であるため、直ちに当該物質の中国への輸出に影響することはないと見込まれるが、変更がある場合は新法令での登記が求められる。

取得済みの備案は、2026 年 12 月 31 日までに新法令での登記が必要とされており、施行日（8 月 15 日）～12 月 31 日までの短期間での対応が求められることになる。

登記・備案のいずれの場合も、早期に中国国内輸入者と調整を開始し、登記者を明確にしておくべきであり、商流の見直しを検討することが適切であるケースも想定される。

今後、備案・登記を予定している物質に対する影響

試験データ要求内容については、現行の内容が維持されることが期待されるが、後日公表予定の関連資料「指南」を確認するまで待つ必要があるため、既に申請スケジュールに影響が出始めていると言える。また、現行法令の「備案」は新法令では「簡易登記」という位置付けになり、行政審査が必要となることから、登記期間が大幅に長くなることが見込まれる。

なお、現行法令の「備案」については、新法令での登記取得が求められることになっているものの、「備案」を取得しておけば少なくとも 2026 年 12 月 31 日まで有効であると読み取れることから、現行法令で「備案」を取得しておくという対応方法も有効かもしれない。

全般的な影響

上述のように新法令で登記が完了するまで、すなわち輸出可能になるまで今まで以上に時間を要することが見込まれるため、余裕を持った法令対応やスピーディーな事業判断が求められる場面が増えることが予想される。また、科せられる罰金が高額になることから、今まで以上に確実な法令対応が求められ、情報伝達等の事後管理にも細心の注意を払う必要がある。

当社の対応状況

当社では法令改正後も、第三者情報提出対応をはじめ、中国申請業務をサポートさせていただきます。ご不明な点やお困りごとがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：

中国当局の意見募集（パブコム）のウェブサイト

https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk06/202606/t20260611_1159143.html

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>